

資料提供

令和3年1月7日
課名:産業廃棄物対策課
担当:重野
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である株式会社藤木工務店に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県東部厚生環境事務所福山支所）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	株式会社 ^{ふじきこうむてん} 藤木工務店 代表取締役 ^{ふじき ひふみ} 藤木 一二三 （広島県福山市神辺町大字川南 1727 番地の4）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第03407124406号 許可年月日：平成27年12月26日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和3年1月7日
処分理由	同社は、平成29年1月11日付けで、福山簡易裁判所において、法第16条の2の規定に違反したことにより罰金刑が確定し、同日、刑の執行を終了した。 このことは、法第14条の3の2第1項第1号に該当するものとして法第14条第5項第2号イに該当する者のうち、法第7条第5項第4号ニに規定する者に該当するため。 また、同社の役員は、平成29年1月11日付けで、福山簡易裁判所において、法第16条の2の規定に違反したことにより罰金刑が確定し、同日、刑の執行を終了した。 このことは、法第14条の3の2第1項第2号に該当するものとして法第14条第5項第2号ニに規定する同号イに該当する者のうち、法第7条第5項第4号ニに規定する者に該当するため。